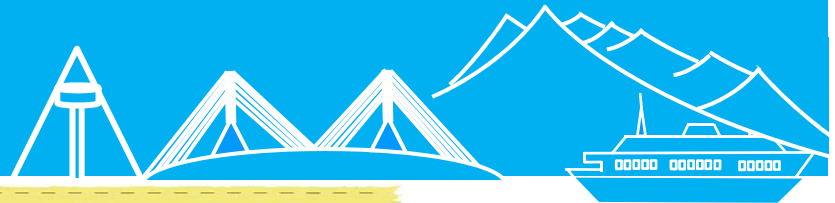


青森市子ども権利相談センターだより

令和2年9月

青森市子どもの権利相談センター発行



相談の流れ



相談する

① 困ったこと、心配なこと、嫌だと思ったことを話してみよう。

一緒に考える

② あなたの気持ちや意見を聴いて、一番よい方法を一緒に考えます。

安心する 解決する

③ 「こうしてみようかな。」「安心した。」「もう大丈夫！」

相談を受けてからの事例

令和元年度青森市子どもの権利相談センター活動報告書より「事例紹介(P14)」の一例です。



高校生Aさんの保護者から、いじめを心配する相談がありました。「部活内でAの靴が無くなったり、特定の部員から無視をされたりしている。本人が顧問に相談をしたが、『部長であるAがしっかりしないからだ。』と責められたことで、本人は『学校にいきたくない。』と話し、ひどく落ち込んでいる。」という電話相談でした。



相談員は、起きている事実や心配していることなどを整理しながら話を伺いました。相談者は、次第に「Aが一人で抱えているのではないかと。Aが安心できる環境になってほしい。」と、Aさんへの思いを語るようになりました。また、これまでの学校生活の様子を伺うなかで、学校にはAさんが悩みを話せる仲の良い友人や、親身になって話を聞いてくれる学級担任の存在に気づきました。



相談者は、「まずは学級担任に相談してみたい。」と話し、電話を終えました。

後日、保護者から「校長や学級担任が親身になって話を聞いてくださり、嫌がらせを学校全体の問題として捉えてもらった。学級担任や他の先生がAを気遣い、声をかけてくれることによって嫌がらせも無くなり、本人は安心した様子だ。私も安心して登校する本人を見守っていきたい。」と、前向きな報告がありました。

「困ったな」「つらいな」と感じたら、お話しさせてね。

<センターの紹介>



青森市総合福祉センター
2階です。



センター入口です。
靴を脱いで、中に入ります。



相談室です。
面談はここで行います。

<センターの場所>



青森市中央3丁目16-1 (青森市総合福祉センター2階)



青森市内の18歳未満の
子どものことであれば
どなたでも相談できます！

